

# 実践的ハッカソン企画運営業務委託プロポーザル仕様書

## 1. 業務名

実践的ハッカソン企画運営業務委託（以下「本業務」という。）

## 2. 目的

本市は、令和 6 年 3 月に「Ruby City MATSUE 2.0 2024-2029」を策定し、新たに「事業化支援」に取り組んでおり、新たなプロダクトを作り出すには、「ユニークなアイデアや想い」、そして「実現するための技術」が必要となる。

本業務は、エンジニアが事業化を目指すためのプログラムや、アイデアを持った人と出会えるプログラムなどを提供することで、想いと技術を交差させ、新たな事業の創出に資することを目的とする。

## 3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 6 日まで

## 4. 前提条件

### (1) 定義

エンジニアと起業家によるハッカソン「Future Creative Works（以下、「FCW」という。）」

### (2) 問題意識

新たなプロダクトを創出するにあたっては、良質なアイデアと事業化に向けた熱意及びプロダクト化するための技術力が必要となる。アイデアはあっても技術力に課題がある起業家と、技術力があってもアイデアが浮かんでいないエンジニアをチーム化し、開発に挑戦することで、事業も創れるエンジニアを育成するとともに、松江発のプロダクトを作り始めるきっかけを提供する必要があると考えている。

### (3) 目的

エンジニアは起業家から事業づくりに必要なスキルを学ぶとともに、松江発の事業を連続的に生み出すことを目的とする。

### (4) 内容

実施期間は約 1 ヶ月半、起業家とエンジニアを集客し、参加者によるチームを組成した上で Web サービス若しくはアプリケーション又はシステムのプロトタイプ開発に挑戦する内容とする。

### (5) 備考

委託期間内に 1 ヶ月半程度のプログラムを 1 回開催し、参加組数は最大 5 組とする。

## 5. 業務内容

### (1) FCW 企画運営業務

- ① FCW の企画
- ② FCW の広報

- ③ FCW の運営
- (2)事務局業務
  - ① 上記(1)に係る検討事項の整理等必要な調整業務
  - ② 本業務の業務報告書の制作

## 6. 成果品

業務報告書（電子媒体）

## 7. 仕様等の変更

受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議し、承認を得ること。

## 8. 対象となる経費

委託契約の対象経費は、本事業の実施に直接必要となる経費とする。なお、備品購入など、受注者の財産取得となる経費は原則として認めない。

## 9. 業務報告書の提出と提出期限

受注者は、令和8年3月6日までに任意の様式による業務報告書（電子媒体）を提出すること。

## 10. 作業基準

本業務は、本仕様書によるほか、次に掲げる関係法規に準拠して行うこと。

また、受注者は本業務を処理するための個人情報の取扱には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

- (1) 松江市財務規則
- (2) その他関係法令及びガイドライン

## 11. 秘密の保持等

受注者は、業務の内容、データの内容、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。この秘密保持義務は履行期間の終了後または契約を解除した後にも存続するものとする。

## 12. 無断複製及び持ち出しの禁止

受注者は、本市の保有する資料及びデータを複製または複製してはならない。また、本市内部から持ち出してはならない。ただし、業務遂行のためやむを得ない場合に限り、本市の同意を得て行うことができる。この場合、使用する資料及びデータのリストを作成の上、提出し、業務完了後速やかに本市に返却、廃棄あるいは消去しなければならない。

## 13. その他留意事項等

(1) 発注者から提供を行った情報及び関係資料については、本委託業務を遂行するにあたって必要な範囲でのみ使用することとし、業務外・目的外での一切の使用を禁ずる。また、業務終了後は速やかに返却し、全ての機器上から消

去のうえ、その旨発注者へ報告すること。

(2) 本市の条例・規則を遵守し、本市にとって適切な成果及び納品物が得られるよう、発注者の立場に立ち、業務を遂行すること。また、本業務における課題、業務の見直し等必要な事項について、積極的に提案を行うこと。

(3) 業務の遂行にあたっては、発注者との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により随時打ち合わせの場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に報告をすること。

(4) パソコンなど業務遂行に係る必要な機器等については、すべて受注者が用意するものとする。また、それらの機器類は、受注者の責任で保守・管理及び故障対応すること。

#### **14. 本仕様書に定めのない事項への対応**

本仕様書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、発注者と受注者の協議によるものとする。

〔別記〕

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

（適正な維持管理）

第4条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、この契約による業務の責任者及び従事者（以下この項において「責任者等」という。）を定めるとともに、責任者等の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について、書面により発注者に報告するものとする。

（個人情報の持出しの禁止）

第5条 受注者は、この契約による業務の実施に当たって、個人情報を事業所から持ち出してはならない。ただし、発注者の承諾がある場合は、この限りでない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第6条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者（受注者の子会社を含む。以下同じ。）に提供してはならない。

（再委託の禁止）

第7条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務を自ら行うものとし、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（第三者への委託等の準用）

第8条 この特記事項は、受注者が、発注者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

（従事者に対する監督・教育）

第9条 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用した場合には、罰則が科せられることその他個人情報の保護に関して必要な事項を教育するとともに、その監督を行うものとする。

（複写又は複製の禁止）

第10条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第 11 条 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に要請したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第 12 条 受注者は、この契約による業務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、発注者が別に要請したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第 13 条 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、必要に応じ、実地検査により確認することができる。

(事故報告)

第 14 条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の責任)

第 15 条 受注者は、個人情報の漏えいにより発注者及び第三者に損害を与えた場合、その損害額等について協議のうえ、この契約及び特記事項の解除の有無にかかわらず、この契約の定めに従い、責任を負うものとする。

(改善)

第 16 条 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な改善をさせることができる。